第３号様式（第５条関係）（その１）（申請者が移住者等の場合）

誓約書兼承諾書

誓約要件

□(1)　移住者等が申請日又は転入日の前日から市外に１年以上居住している者であること。

□(2)　移住者等が申請日において、満 65 歳未満の者であること。

□(3)　原則として、申請日において事業着手していないこと。

着手している場合の理由［　　］

□(4)　転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入でないこと。

□(5)　移住者等が定住を誓約できる者であること。

□(6)　移住者等が本市への移住後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。

□(7)　移住世帯員全員が、市税等前住所地に納入すべき納入金を完納していること。

□(8)　移住世帯員全員が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。

□(9)　住宅を賃借する移住者等が住宅の改修を行う場合は、改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認ができること。

□(10)　空き家購入の場合は、移住者等と所有者等が 3 親等以内でないこと。

□(11)　移住世帯員全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

□(12)　この補助金の交付の対象となる事業について、申請から１年以内に完了すること。

□(13)　要綱第 12 条に該当した場合、速やかに補助金を返還すること。

承諾要件

□(1)　誓約要件(5)について、市が私及び私と世帯を同じくする者に係る住民基本台帳の記録に関する情報を照会・確認すること。

□(2)　誓約要件(7)について、市が市区町村税等の滞納の有無に関する情報を照会・確認すること。

□(3)　誓約要件(11)について、市が必要な場合には、大分県警察本部、その他関係機関に照会すること。

上記の誓約要件及び承諾要件 の □ に「レ」を入れたものについては、誓約及び承諾します。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

第３号様式（第５条関係）（その２）（申請者が所有者等の場合）

誓約書兼承諾書

誓約要件

□(1)　津久見市移住応援給付事業補助金交付要綱（令和４年告示甲第 12 号の 5）第７条の規定に基づく交付決定者又は第７条の規定に基づく交付決定者である移住者等と賃貸借契約等を締結済みであること。

□(2)　所有者等が津久見市に納入すべき納入金を完納していること。

□(3)　空き家購入の場合は、移住者等と所有者等が３親等以内でないこと。

□(4)　所有者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

□(5)　この補助金の交付の対象となる事業について、申請から１年以内に完了すること。

□(6)　所有者等が、空き家バンクへ登録前に家財処分の補助事業を実施する場合は、家財処分終了後に空き家バンクに登録すること。

□(7)　所有者等が売買契約若しくは賃貸借契約後（以下「成約後」という。）に家財処分を行う場合は、本要綱第３条の要件を満たした移住者等と成約後であること。

□(8)　所有者等が空き家の改修を行う場合は、本要綱第 3 条の要件を満たした移住者等と成約後であること。

□(9)　要綱第 12 条に該当した場合、速やかに補助金を返還すること。

承諾要件

□(1)　誓約要件(2)について、市が市税等の滞納の有無に関する情報を照会・確認すること。

□(2)　誓約要件(4)について、市が必要な場合には、大分県警察本部、その他関係機関に照会すること。

上記の誓約要件及び承諾要件 の □ に「レ」を入れたものについては、誓約及び承諾します。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞